

1 開催日 平成 25 年 3 月 27 日 (水)

2 委員長開会宣言

3 議事

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 市教委第 7 号 高知市教育振興基本計画の策定について
- 日程第 3 市教委第 8 号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
- 日程第 4 市教委第 9 号 高知市公民館条例施行規則の一部改正について
- 日程第 5 市教委第 10 号 高知市就学援助規則の一部改正について
- 日程第 6 市教委第 11 号 高知市大学等奨励資金貸付規則の一部改正について
- 日程第 7 市教委第 12 号 高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正について
- 日程第 8 市教委第 13 号 高知市少年補導センター設置条例規則の一部改正について
- 日程第 9 市教委第 14 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について
- 日程第 10 市教委第 15 号 高知市立自由民権記念館長に関する規則の一部改正について
- 日程第 11 市教委第 16 号 高知市文化財保護審議会委員の解職について
- 日程第 12 市教委第 17 号 高知市スポーツ推進審議会臨時委員の委嘱について

4 報告

平成 25 年 3 月高知市議会定例会について
新図書館等複合施設的设计状況について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	生涯学習課長	渡 邊 武
	スポーツ振興課長	和 田 義 直
	民権・文化財課長	上 田 斉
	市民図書館新図書館建設室長	池 上 哲 夫
	教育政策課教育企画監	野 村 能 教
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	青少年課長補佐	西 本 真 美
人権・こども支援課人権教育指導班長	中 田 正 康	

少年補導センター副所長
教育政策課総務担当係長
教育政策課主査

山 中 浩 介
宮 田 小 町
森 尾 美 舗

1 平成 25 年 3 月 27 日（水） 午後 3 時 05 分～午後 5 時 10 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 05 分

門田委員長

ただいまから、第 1110 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西森委員さんお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

まず、日程第 2 市教委第 7 号「高知市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の野村でございます。

お手元に 3 種類の資料をお配りいたしました。1 つ目に「高知市教育振興基本計画(案)」の資料、2 つ目に右肩に 3 月定例教育委員会資料と表示しました「高知市教育振興基本計画実施計画様式」という資料、それから薄い水色の「高知市教育振興基本計画策定委員会報告書」という薄い冊子の 3 種類を使いましてご説明をさせていただきます。

まず、「高知市教育振興基本計画(案)」という資料をお出しいただきたいと思います。この教育振興基本計画は、平成 18 年 2 月に改正されました教育基本法の第 17 条第 2 項に「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされておりまして、国は平成 20 年 7 月に、県教育委員会でも、平成 21 年 9 月にそれぞれ教育振興基本計画が策定されております。

本市では、これまで高知市学校教育指標として、こちらにお示ししております、このポスターのような形で学校教育指標を定めておりまして、高知市学校教育の推進に関する指標として活用してまいりました。特に平成 22 年度からは、学習指導要領等の大幅な改訂がない時には、指標を改訂しないことと定め、それ以前は年度を表示しておりましたが、それ以降は年度を表示しないということに改めております。

この度策定をいたします、高知市教育振興基本計画につきましては、これまでの高知市学校教育指標の内容を発展、拡充するという方向で策定をしたいと考えております。策定に当たりましては、昨年度、平成 23 年度に高知市教育振興基本計画策定委員会を設置しまして、2 か年にわたり検討し、この 3 月にお手元水色の報告書としてまとめていただいております。

今回の教育振興基本計画につきましては、この報告書の内容を基に提案させていただくものでございます。

それでは、「高知市教育振興基本計画(案)」という資料を開いていただいて、3 枚目の目次をご覧ください。この振興基本計画の内容ですが、1 から 6 までの 6 つの項立てで構成しております。その次の 1 ページをご覧ください。1「教育振興基本計画の策定にあたって」という所でございますが、ここには先ほど申し上げました教育振興基本法とこの計画の関係について、それから高知市総合計画の基本計画との関連、そして高知市教育指標との関連について説明をしております。また、新たに学校教育指標として位置付けることも、この 1 の中で説明しております。

2「計画期間、進行管理について」は、高知市総合計画の基本計画が、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間ということになっておりますので、この教育振興基本計画は、平成 25 年度から 8 年間と

するという。そして半期の4年間で、教育振興基本計画の主要施策については見直しを図り、進捗状況については点検評価を行いながら、この振興計画を進めていくということが説明されております。

次に、(案)の2～3ページをご覧ください。ここには高知市の教育の現状と課題について、学力と体力、そして生徒指導、長欠・不登校の状況について簡単にまとめております。

次、4ページには、これから目指す高知市の教育の基本的な考え方として、まず基本理念を示しております。これからの激しい社会変化の中で生き抜いていくためには、まず子どもたちが自らを律しつつ、他の人とも協調し、やさしさや思いやりの心を持つこと。そして、主体的に学び続けながら、学べる喜びを実感できる教育を進めること。最後に、ふるさと高知を愛し、土佐の先人のように志を持つこと。この3つを、基本理念の最初の「やさしさ・学び・志」と表現しております。そして、どんな困難にも、自ら未来を切り拓いていくことのできる人材育成を目指すということで、「未来を拓く 高知の教育」と加えております。従いまして、基本理念は、「やさしさ・学び・志 未来を拓く 高知の教育」としております。

5番目の項目には、この基本理念を基にして、今の子どもたちの目指す姿「高知の教育のめざす人間像」を4つの視点で表しております。まず、1つ目には、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという、人権を尊重することができる人になって欲しいということで、「人を大切にして生きる人」。2つ目に、周りにいる人とのつながりや、自然や社会と関わることに人としての豊かさを感じる人になって欲しいということで、「自然や社会とのかかわりを大切にして生きる人」。3つ目に、自分の未来に夢と希望を持ち、自らが学んでいくという主体的な学びの姿勢を大切にするとともに、相互に学び合い、学びを生かせる力を身に付けてほしいということで、「学びを大切にして生きる人」。最後4つ目に、土佐の先人の進取・自立の気風に学び、志を持ち、生まれ育った高知の歴史や文化、風土に誇りを持つことを大切にしてほしいという「志をもち郷土を大切にして生きる人」という4つのめざす人間像を示しております。

次に5ページをご覧ください。5ページからは基本的な方向性として、基本内容である、今説明しました基本理念、めざす人間像の次に4つの基本目標と12の基本方針を定めておりますが、それを構造的に表したものがこの基本内容でございます。

次に、6ページからは、その基本目標、基本方針、主要施策について、説明をいたしております。4つの基本目標について、これから少し説明をいたします。

6ページをご覧ください。まず基本目標1でございます。「命を大切にする心、思いやりの心、感動する心、規範意識等の「心の教育」を充実し、豊かな人間関係を築くとともに健康の保持増進や体力の向上などにより健やかな体を育成する必要があります。」こうしたことから、基本目標を「思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成」といたしました。

次に基本目標2でございます。資料8ページをご覧ください。「子どもたちが意欲をもって主体的に学び、さらに学んだことを生かして、自分らしい生き方ができるようにするとともに、将来に向かって学び続ける態度を育成していくことが大切です。また、子ども一人ひとりの特性やニーズに応じた教育を進めて行く必要があります。」こうしたことから、「自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成」としました。

次に、11ページをご覧ください。基本目標3になります。「子どもたちがこれからの社会でたくましく生きていくためには、しっかりと自分の考えや強い志を持ち、困難を乗り越え、社会を切り拓いていく力を育成していく必要があります。また自然や人とのかかわりを大切にし、ふるさと高知を愛し、社会や地域に貢献できる人づくりが求められています。」こうしたことから、基本目標4として「志をもって社会を生きる人づくり」といたしました。

次に13ページをご覧ください。基本目標5になります。「校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの力量を最大限に生かすとともに計画的な連携や協働を推進し、組織として機能する学校を構築し、組織としての力を生かせる学校づくりが求められています。」こうしたことから、「組織力を

生かせる学校づくり」といたしました。

この4つの基本目標では、 と では、最後「育成すること」という表現、そして と では「人づくり」と「学校づくり」ということで、冒頭に説明しました基本理念とも関連を持たせているところでございます。

今申しました4つの基本目標に対しまして、3つずつ合計12の具体的な基本方針を設定しました。さらに、今後4年間に進める主要施策を設定しました。それを体系的に見ていただけるものが、15ページでございます。施策体系として、基本理念、めざす人間像、基本目標、基本方針、主要施策を表しております。この主要施策につきましては、4年後に点検評価をして見直しを図りたいと考えております。

次に学校教育指標についてでございます。少し資料を戻っていただいて、6ページをご覧ください。

学校教育指標については、1ページの「教育振興基本計画作成にあたって」のところで、骨格部分である5ページの基本内容をわかりやすく示すものとして位置付けるものであることを説明いたしました。これまでの学校教育指標の前文「土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざす。」という、この表現を加えたものを、新たな学校教育指標としたいと思っております。16ページに新しい学校教育指標としてお示ししておりますものが、5ページの基本的内容にこれまでの前文を加えたものでございます。

最後に、「教育振興基本計画実施計画様式」という資料をご覧ください。先ほど、基本計画の案について説明したところですが、この教育振興基本計画を具体的に進めていく計画として、4年間の主要施策の実施計画を、現在事務局で作成しております。その主な主要施策の中の具体的な事業取り組みにつきましては、資料2ページから一覧表を作成しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

こういう具体的な事業取り組みを、来年度から進めてまいりたいと思っております。そうした中で、それぞれの事業取り組みにつきましては、進行管理をしていくということで、1ページの上段にあります様式で、事業概要、4年間の事業計画、そして到達目標を設定して、4年間取り組んでまいりたいと考えております。1ページの下段に記入例として、「地域防災拠点としての学校づくり」という事業について作成しております。

2ページからは、具体的な事業取り組みについて、来年度に特徴的なところを少し説明させていただきたいと思っております。3ページに、基本方針3「人権尊重を基盤とした生徒指導の充実」というところには、主要施策の のところに「組織的な生徒指導体制の推進」ということで、「生徒指導スーパーバイザー派遣事業」「学校支援アドバイザー派遣事業」を挙げております。それから主要施策「社会的資質や行動力を高める支援の充実」ということで、「入り口型」非行防止対策事業」というのを少年補導センターで推進しているところでございます。それから6ページをご覧ください。基本方針8のところ、「防災教育の充実」ということを、新たに基本方針として、今回章立てをいたしました。そのなかの主要施策「学校防災リーダーの育成」ということで、防災土養成講座の開催を次年度に進めていきたいと思っております。それから基本方針9「地域ぐるみで子どもたちを育てる教育の推進」の主要施策1では、3月議会で教育長が答弁したところですが、「土曜日活用のあり方の研究」という取組を行い、来年度、土曜日活用について研究を進めていきたいと思っております。最後に7ページ、基本方針11「校種間の連携強化」の中の主要施策「幼児期の教育と学校教育の連携強化」ということで、「保・幼・小の連携推進地区事業」を新たに進めていきたいと思っております。以上、教育振興基本計画の作成について説明させていただきました。ご審議よろしく申し上げます。

門田委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、質疑等ありましたらお願いします。

基本目標を4点あげていますが、この1、2、3、4の順番の重みみたいのはいらないですか。

教育政策課教育企画監

基本理念が、「やさしさ・学び・志」という中点を打って3つで1つの塊のようなかたちですので、

基本目標の順序というのは、合わせております。

門田委員長

理念の順序に合わせてということですか。

この順番でいくと、学力よりも心を育てるといふか、人として豊かにしていくという方に、ちょっと重きを置いているかなというふうには見えるのですが。学校が直接担う重い仕事とは、やはり学びの方ですよ。これまでずっと学力向上、学力向上と言ってきたけれども、学力も大事にするけれども、人間としての成長といふか、心を豊かにしていく方にやや重きを置いているように見えます。やさしさが最初にきているから。

教育政策課教育企画監

やはり学力を子どもたちに付けていくことは、学校生活の中で基盤となるものですが、そういう良い人間関係、学級づくりがないと、子どもたちに学力も付いていかないだろうと考えたものです。ただ、この順番ですけれども、最上位にめざす人間像として4つ並べていますが、その中で、最重要ということで基本目標が定められており、そういう面では4つが並んでいるとお考えいただいたらよろしいかと思えます。

松原教育長

順位性はないということだろう。

教育政策課教育企画監

はい。

西森委員

めざす人間像を基本内容の真ん中に書いて、ぐるっと線で囲むことで、順位性はなくなるのでしょうか。理念自体は横に書くしかないのだから、それが中点でつながっているから、同じ、等しいんだという説明なのでしょうか。多分最終的には、ここが順位性のあるイメージを持ってしまうのだろうという気がするのですが、めざす人間像は、ひょっとしたら、書きぶりによったら、もう少し順位性が崩せる可能性もあるということでしょうか。順位性はないのですよね。

教育政策課教育企画監

ないです。

西山委員

めざす人間像のその一番中核にあるところを、もう少し話し合った方がいいと思いますね。というのも、生きる力とか、目的意識というものが問われていると思うのです。ですから、めざす人間像として「人を大切に生きる人」「学びを大切に生きて生きる人」等という4つの人間像があるわけですが、その時に目的というものに帰着すると、主体となる子どもさんに何のためにやるかと聞かれた時に、必ず何か腹に落ちていく説明があればいいなという気がするんですね。

ですから、基本理念の「やさしさ・学び・志」をもって未来を切り拓いていくんですよというものは良く分かるので、せっかく人間像があるのであれば、それぞれの子どもさんにとっての学びの目的、そういったものが、どこかに分かりやすく導いていけるような道筋でもあれば、もっといいように思うが、いかがでしょうか。

確かに目標、
、
、
、
ですべて網羅できていると思うので、実際学びの主体となる子どもにとっての目的というところが、導きだせたらいいなと思います。

松原教育長

めざす人間像で「志を持ち郷土を大切に生きて生きる人」というところがありますよね。これが志と郷土を大切に生きていくというのは、どうも繋がらないような感じがする。

やはり志を持つということとは、そこに今言われたような目的意識とか、そういったものに繋がっていく方が一番良いのではないのでしょうか。志だから、将来に対して、こういう仕事に就きたいとか、こういう人間になりたいとか、そういう夢や希望、目的意識という問題に繋がっていくのではないかと思うのです。あえて、「郷土を大切に生きて生きる人」みたいな形でくくられてもいいのではない

かと思うのですが。ただ、郷土を大切にするというものは、全体にかかってもいいが。

教育政策課教育企画監

ここの視点が、自分たちが住んでいる高知を愛してもらおうという意味合いであり、さらに、土佐の先人のように、志を将来に向かって持つということでもあります。それは高知にいてもそうだし、将来県外に出て行ってもそうだしという意味合いであり、志をもちという表現を郷土を大切に生きて人の中に加えて、こういう先人のように「志をもち郷土を大切に生きる人」という表現にしております。

門田委員長

すごく勉強して優秀で、外に出て行っても自分のふるさとを忘れずに、そこでもっと大切にしながら活躍して欲しいというふうに、この人間像に滲みでてはいますね。

西森委員

基本的なことですが、この青い冊子は、高知市教育振興基本計画策定委員会の先生方が7回ほど会合されて、まとめて提言してくださったということですね。すごく優れたいい内容だと、私も読んで思うのですが、こうして皆で議論をしておいて、ちょっと違うものになるということはあるという理解でよろしいですね。

私は、部分的なところでいうと、人を大切に生きてとか、自然や社会との関わりを大切に生きてとか学びを大切に生きてというのは、比較的異論はないだろうと。多少好みは分かれても、まず異論はないと思うし、志を持つというのも多分異論はないだろうと。だが、郷土を大切にしているのは、もう少し意味付けをはっきりさせないと、最大公約数で総論賛成というところまで持って行けるのかどうなのかと感じています。

郷土を大切にとか郷土を愛するとかいうのは、およそその人の内面とか経験とか感性から出てくるものであって、きつい言い方すれば外部から押し付けるものではないと思います。ただ、願いを込めている、親として子どもに「この土地を愛してね。」と願いを込めるのは別に構わないと思うのですが、人間像の他の部分と郷土を大切にという部分では意味合いが違うのではないかという気がします。もう少し議論が進んで、「要するにここはこういう意味だよ。」となれば、総論賛成となるかもしれませんが。願いを込めるということだったら、「まあ自由にしていっていいけどね。」と、子どもたちに「君たちが決めていいけど、こういう大人になって欲しいと親は思っております。」ということで、育てる感を持っていくのであれば、あるかもしれませんね。

教育政策課教育企画監

ここの表現につきましては、先ほどご説明しましたように、今の子どもたちの8年後の姿を目指すという意味合いで、この策定委員会ではお話をさせていただいたものです。そして、短い表現にはするけれども、やはり説明が要るだろうということで、報告書には説明を示しております。今委員さんが言われたように、最後は「願いをこめています。」という表現で説明を加えております。

西森委員

先ほど西山委員さんが言われたことに同感で、同じことを申し上げるのか、違うことになるのかわからないが、「人を大切に生きて人」等、この目指す人間像の4つは、いずれもその通りだと思っています。親等の育てる側は、「どういうふうに生きてほしいと、子どもに願いを込めますか。」と言ったら、最大公約数的な言葉、国とかで用意されている気がするのです。ひところ、「生きる力」でしたっけ、「生きる力」を持った子どもといった言葉であるとか、一応集約される言葉は存在するのですよね。あえて、強くとか言わなくてもいいですけど、やはり、生き抜いてほしいですね。その子らしく、人生を強く。そういうことですよね。

そこに行くために、これが支えになるというのでしょうか。その4つの土台があって、そしてもう1つ強い願いを込めて、どうか強く最後まで幸せに生き抜いてくださいということですよ。

門田委員長

それは、この4つに込められていますよね。

西森委員

他に、その1つのメッセージが、明確に示されてはいないと思ったときに、もう1つ、要はこうだよと。つまり、そのための道筋を探してみたら十でも百でもいいんですが、それを要約して、最大公約数的には4つに集約されるのかなというイメージで捉えたのですが。

門田委員長

この基本理念の言葉の中には、すべてが含まれていると私は思ったんですが。

松原委員長

このめざす人間像の中で、こだわっている感じがするのが、「生きる人」というところが全部入っていますよね。普通、学校などが作る目指す子ども像とか人間像とか言う場合は、「生きる人」とかといった言葉は除けて、例えば、人を大切にする子とか、学びを大切にする子とか、そういう形になる。ここで、生きる人と限定してこだわっているのは、どういう理由からですか。

教育政策課教育企画監

何々できる人になって欲しいという「願いを込めています。」という、それぞれの人間像に対する説明とも連動しているところですが、そういう「願い」と合わせて、ここを短い表現にして表しているところです。

今の子ども達の8年後の姿ですから、当然義務教育を過ぎて、今6年生であれば、二十歳くらいになっているだろうということ想像した時に、こういう人になっていて欲しいという姿を人間像として示しております。表現としては、そういう「人を大切にして生きる人」に、この8年間やっていく中でなって欲しいと、そういう願いを込めた表現がこの4つであるということです。

松原教育長

8年後のめざす人間像ですか。要するに、8年後の人間像ですか。それとも、8年前である現在も視野に入れていて、今の教育の目指す人間像なのですか。

教育政策課教育企画監

今の教育を進めていく中で、今の子どもたちが8年後にめざす姿、子どもの人間像としてこの4つがあります。

松原教育長

場合によったら、教育を離れた子ども、社会人としてこれだけは大事な人間像ではないかというものをこの4つに抜き出したということですか。

教育政策課教育企画監

そうです。ですから、教育振興基本計画を進めていくことで、8年後に今の子どもたちが、こういう人になって欲しいと表したものがこの4つの人間像です。

門田委員長

もちろん、学校生活の中でもこれを描きながらやるものですね。

教育政策課教育企画監

そうです。

山本委員

「学校のパートナーである保護者・地域の教育力を高めることに重点的に取り組んできました。」と始めに書かれています。子どもたちの学力とか、やさしさとかいった部分への取り組みというものは、結構ここで書かれていることで、すごく言い切っているなと感じています。教育の基本としては家庭が一番だと考えるところであって、「地域とともに」といった表現も結構あるが、地域自体の教育力というのは、僕が思うには、今はそんなに盛んではなく、逆に弱っている部分が多い。地域自体も側面的に教育力を上げるような施策も考えていくべきではないでしょうか。そうすることが、必然的に子どもたちの学力も高めるし、人間性も養っていける部分も出てくると思うんですが。その辺りの取り組みはどうなのでしょう。

教育政策課教育企画監

この教育振興基本計画については、教育の振興について定められるものですが、分野を大きく取って策定している自治体では、学校教育、社会教育併せて運営しているところもあります。ただ、今回の高知市教育振興基本計画の策定の中身については、学校教育を主にまとめております。

ただ、山本委員さんが言われました地域の教育力、地域と学校の協力関係につきましては、この中でも、例えば、基本目標 基本方針 9 の中に、「地域ぐるみで子どもたちを育てる教育の推進」というところで、「地域とともにある学校づくりの推進」ですとか、「地域に貢献する人づくりの推進」というような、学校・家庭・地域が一体となった活動を基本方針として挙げているところです。

あと、基本方針 12 の活力ある学校づくりの中では、主要施策の 1 の中で、学校の評価による、学校、家庭、地域の連携、協力といったようなことで、少し地域と学校、家庭との関係について基本計画の中に入れていているところです。

山本委員

そこは充分分かりますが、もう少し踏み込んだ表現があってもいいのかなと思います。

公民館活動みたいな社会教育というのは、今どこの地域も衰退している部分が多いので、地域に参加する子どもたちを受け入れる団体等もやはり限られてくる部分があります。地域コミュニティの再生ということで、高知市も取り組んでいますけれど、そういった受け皿といった部分も大事にするということも教育委員会としては担っていくべきだと思うのですが。

門田委員長

土佐山小中学校はモデル校として、小中一貫教育、コミュニティづくりをしていましたね。

山本委員

それぞれの組織が連携を組み合わせながら、一つの形としてスタートし始めようとしているけれども、先ほど申しましたようなところがないといけないと思っています。PTAにお願いしますとか、町内会とか、体育会とかにお願いするといった、そのような個々で動くのではなくて、やはりそれを一つにした地域というものも考えていかないといけない。地域力が落ちていけば、それぞれの家庭自体も非常に不安定になってくる。不安定になればなるほど、子どもたちが影響を受ける可能性も結構多いのかなと心配しています。

教育政策課教育企画監

具体的なところでは、先ほども申し上げました基本方針 9 「地域ぐるみで子どもたちを育てる教育の推進」の中に、土佐山小中学校でも今年から取り組みを始めていますが、コミュニティスクールの推進につきまして今年度から取り組みを始め、平成 26 年度から正式にスタートするようになっております。この中では、学校、保護者、地域が一体となって、子どもたちの教育に関わっていくということで進んでおり、山本委員さんが言われましたように、学校、保護者だけでなく、地域など色々な面で子ども達に関わって下さっている方も、学校運営協議会の中に入って教育を進めていくといったモデル的な事業を、市内で 5 つの小中学校で進めていこうとしております。そういう成果も踏まえながら、今後は学校だけではなくて、地域、保護者をどう学校教育の中に取り込んでいくかといったことについては検証、研究を進めていきたいと思っております。

西山委員

コミュニティスクールの目指すところが 1 点と、そして教育委員会だけでなく、地域コミュニティの再生という枠組みから考えて、どういう地域、コミュニティにしていきたいのかとの联合体で、初めて地域でできる教育力といったものが明らかになっていくような気がします。

そして、コミュニティスクール推進のなかで、新しい取り組みかなと感じたのが、この資料の 14 ページの基本方針 12 「活力ある学校づくり」主要施策 「学校評価による学校・家庭・地域の連携協力」というのが、極めて新しいところではないかと思ひますし、それと併せてコミュニティのあるべき姿というところの位置付けが必要ですね。

門田委員長

中にも具体的な言葉は出てないですね。地域とともにというのは、随所にあると。

山本委員

あるだけでは、ちょっと不安な部分が多いですね。

門田委員長

モデルになるところが、推進力になっていただかないといけないかもしれませんね。保幼小連携にしても、8校区で何か先進的な取り組みがされて、それがまた広がっていく、その成果によって広がっていくということですね。コミュニティスクールについても、どこかが確かな実践をしないとなかなか広がらないと思います。その前を開く地域として、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

学力向上と生徒指導の充実というのは、これは各学校、どの学校も力を抜かずに、常にしっかりやらなくてはいけないことにプラスして、新たな課題も出てきているということで、その課題も入れながら、この提言をしていきたいということですね。西山委員さんの言われたこととか、山本委員さんが言われたことが、この中にどういうふうに生かせるかということが 私にはお示しできませんが、今ある文言だけでは足りないというところがあれば、足していただけたらいいと思います。

何のために勉強するのか、何のために自分自身を磨いていくのかということころは、ここには入りませんよね。あなた自身が、あなたらしく幸せに生きるための力をこれで付けるんだよという、何か大雑把な言葉しか出てこないように思うんですけど。

初めのところにあります、志を持ち、どんな困難にも自ら未来を切り拓いていくことのできる人材育成。あなたの未来だよと、その未来を切り拓いていくことができる人材育成を目指した高知の教育ということで、ここにもその思いが入っている様な気もするんですけど。

基本理念、めざす人間像、基本目標。こういったところで、どうも全部が網羅されていると思うのですけれどもいかがでしょうか。

松原教育長

めざす人間像というところは、この4つでよろしいですか。ちょっと疑問もあることはあるのですが。

門田委員長

人や、自然や、社会や、地域や、郷土を大切にというのは良く分かるが、一番大事なのは、自分を大切にしてほしいということころなのですが、教育長さんのこれでいいのかというのは、あと何でしょうか。

松原教育長

めざす人間像というから、私はすごく足りない部分もあるのではないかなという感じがする。めざす高知の教育像といったもので考えるのなら、意外と特色ある取り組みができるのだが、人間像というのは多種多様で色々な人間像が出てくると思います。親の考え方一つとっても、自分の子どもに対して求める人間像というのは一杯ある訳だから。それで、人間像というので、妙に難しいのかなという感じがするのだけれど。

皆さんが、これだったら大丈夫というのであればいいのですが。

門田委員長

網羅されていると思います。「人を大切に生きて人」というのは、人を大切にできる人は、自分も大切にできると捉えていいですよ。

人、自然、社会、郷土、そして、学び続ける。

松原教育長

一言で言ったらめざす人間像というのは、知・徳・体のバランスの取れた人間像なのです。これを具体的に表していくと、すごく難しくなる。普通であれば、知・徳・体の調和がとれたとか、バランスの取れたというのが、文科省のというようなバランスの取れた人間像なのです。それをこういうふうに行っているのは、少し無理がありはしないかと心配しているのです。

門田委員長

知・徳・体のバランスの取れた人間像というのは、とてもきれいな言葉ではあります。飾りとしておくには無難な言葉ではありますが。これを土台にしながら、学校の先生方は、学校でまた作るわけです。つまり、その学校の子どもたちをどのように育てるかというところをやっていくわけで、その指標になるものです。知・徳・体については、もう染みついていますよね。

西山委員

人間像と言ったら、かなり大上段だということもあるが、ただ、基本理念がここまではっきりしているのと、知・徳・体については、もう十分議論されている。じゃあ具体的にどうすればいいんだろうということへ導いていくために、やはりめざす人間像というところを出してあげても構わないかなと思います。

一般企業だと、めざす人材育成ということになります。もっと具体的な、こういう人材をつくり出すという言い方になってきて、人間像という言い方は多分しない。だけど学校教育の場合だと、人材育成となると非常に狭まった感じがしますね。その辺の選択だと思います。

多様性ということは必要で、捨てることはないと思いますが、ただ、軸になる部分はどの分ですかという点がないと、ぶれてきたら困るかなという点がありますね。

やはり一番基軸になるところが揺らがないということが大切で、強制的に押し付けられると嫌なものです。かといって、「何が大事なの。」と言われた時に、ここであると基本に立ち返るところ、まさに、基本理念に返るわけです。その基本理念の次のステップが、もう少し噛み砕いてというところがあると思いますし、5ページに書かれていることは、全体のイメージがあって、そしてそれに対するの細則が、順番に書かれてくるわけですから。

松原教育長

2つ目の「自然や社会との関わりを大切に生きて生きる人」というところが、ずいぶん分かりづらいところがあるが、これが例えば「豊かな心」などになったら分かりやすいと感じるが、どうでしょう。

門田委員長

豊かな心は全部に係りそうな感じがする。ものすごく広いような感じですよ。

松原教育長

この「自然や社会との関わりを大切にする」というのは、みなさん、どんなイメージがありますか。自然を大切にする、社会を大切にするというと、ちょっと分からない感じがする。具体性に欠けるような感じがするのですが。

門田委員長

そうですね。

西山委員

自然界の色々な営みに、興味と関心を抱くのは大事ですよ。だから、ある面で人間が、自然を抑えて生きるということはほとんどできないことなので、自然に対しての力について、人間の立場は非常に弱いということを知ることいいでしょう。それとあと、社会との関わりというのは、自分一人じゃない、社会の営みの中であって自分があるという位置関係といったことを知っていくというのは、大事なところだと思います。

豊かな心は、めざす人間像の中核の部分が、恐らく豊かな心というのが核になるのではないかなと思う。すべてに係ってくると思います。

教育政策課教育企画監

ここは西山委員さんが言われたように、策定委員会の中で少し論議になったところです。委員さんのこだわりとして、人だけではなく、自然や社会とかかわることの大切さと、そして関わることで豊かさを感じられる人になってほしいという意味合いで、自然と社会の視点ということと、この説明の2行ができあがったところです。ここは、策定委員会の中でも、人から学びという視点は割合スムーズに受け入れられたところですけども、自然や社会については少し論議にもなり、委員さんの中が

らそういうところに逆にこだわってはどうかということで、ここの表現はできあがっています。

門田委員長

教育理念のやさしさ・学びというのは、これまで教育現場ですっと追求されてきたことで、志と未来を拓くというのは、我々の時代から言うと、新しい。志をもって未来を拓ける子どもに育てていくという、ここの部分は、私はすごくいいなと思って見せてもらっています。

西森委員

何か具体的な案が出せるわけではないのですが。この計画は、色々な意味で、色々な思いを込めて作られているんだろうなということは分かります。要するに総花的ではないでしょうか。あれもこれも取り入れた結果、メッセージの中核といったものが、ちょっとぼやけてしまった感じがあって、これを言ってしまうと身も蓋もないのですが、基本理念の意味も、日本語としてどうなのでしょう。

「やさしさ・学び・志」とか、額等に掛かっていて、学校に掲げられてあったら、小学生なりに見ているうちになんとか頭に入って、「「やさしさ・学び・志」大事だなあ。」と、スローガ的にはわかるのです。その次に、「未来を拓く」という、目的語と思われる言葉がきますでしょう。で、「高知の教育」。「未来を拓く高知の教育」という日本語だったら分かるのです。何してくれるか分からないけど、その理念や良しという感じはする。「やさしさ・学び・志」をどうして未来を拓いて、高知の教育と、ここの日本語の繋がりが正直私は理解がしにくいです。何かいい言葉が並んでいるけど、要するになんであるのか、というのが分からないのです。

つまり、日本語を補わないと意味が分からない。それが、スローガンでいいのだろうかという感じがします。言ってみれば、ここから皆のイメージが、わっと拡散していく。解釈が無数に分かれていて、その後、めざす人間像4つということでスローガ的にポンポンと出て、1つ1つは良しなんだが、注釈読むと、そういう意味も、こういう意味もとなる。つまり「要するに、これはですね、これはですね。」ともものすごく説明されないと、メッセージ性が伝わらない。では、どうしたらいいと言われた時に、事務局に文句ばかり付けて、あとはお願いしますということになるので本当に申し訳ないのですが。基本理念はどういう解釈をしたらいいのでしょうか。書いてある1つ1つはごもつともと納得します。

門田委員長

標語なんです。

西森委員

ただ、標語として、一日一ついいことしようと言われたら、そのとおり受け取れるんです。

「やさしさ・学び・志」ここで切れる、「未来を拓く」で切れているのか、「高知の教育」はどこに係ってきているのか、標語としてもメッセージ性がはっきり分からないというのが私のイメージです。いいことが並んでいるだけではないでしょうか。

松原教育長

何もかにも言っているからね。標語そのものが総花的になっている。もう1回検討したらどうですか。言われれば、やはりそうですよ。

門田委員長

ですが、ずいぶん策定委員会や事務局では練ったんでしょう。

教育政策課教育企画監

もちろん、策定委員会では練りました。ただ、冒頭に言われましたように、策定委員会の目的は、振興計画の案を作るということで、最終的には、この教育委員会で決定をするというのが教育振興基本計画ですので、検討委員会からいただいたものを基に、この教育委員会でご協議いただいて、議決をするものですので、ぜひご検討いただきたいと思います。実際、報告いただいた原案に対して、今日お示ししたものは、事務局の中で細かいところを変えてあるところもございます。それから指標の部分で、報告書にはないものを事務局で、学校教育指標をどう位置付けるかということと新たに1点加えておりますので、まず案を作っていただいたものを基に、教育委員会で決定していただ

くようになります。

門田委員長

西森委員さんの言われたように、言葉でイメージするものが、広がるよりは、狭まる方がいいでしょうね。それから教育長さんが言われた、「自然や社会とのかかわりを大切に生きていく人」は、こういうものに関わることに、人としての豊かさを感じる人になって欲しいというのも、なんとなく分かるけれども、全然分からないというあたりでしょうか。

松原教育長

だから、この文章の中で説明を加えなくても、文章の中で完結してないと。つまり短い文章であっても一応分かるようなものにしてないといけないのではという感じがします。めざす人間像が独り歩きする、例えば、これがポスターかなんかで出ていった時に、それぞれ込められている願いが書かれてないわけですから、説明できるかなという感じがする。これだけ出て行った時に、この2つ目に掲げる「自然や社会とのかかわりを大切に生きていく人」というのは分かるかなと思います。もう少し工夫をする必要があるかなという感じはする。

門田委員長

だいたい、このような全体を網羅しておろされてくるものは分かりにくいものが多い、と言われてる。それをそれぞれ学校が消化して、具体にして、また作りますよね。そして、それを学級担任がまた具体化していくというふうになってはいます。

西山委員

基本理念の部分は、文言はいい言葉で、あまりいじらない方がいいと思う。

端的に言いますと、高知の未来を担う人づくりというのは、何年経っても変わらないことだと思います。要するに「素晴らしい人間を作ります。」という基軸になる部分は、あんまりいじらないで、色々な注釈を入れない方がいいように思う。理念のところですよ。この目的になる部分。

あとは、それについての道筋にあたる目標、ロードマップのポイントポイントになるところで、色々なものを付け加えてもいいんだと思います。時代の変化とともに変わらないといけない部分が当然入ってくるので、それはいいと思います。

しかし、理念の部分はきわめてコンパクトにしておいて、あまり変えない方がいいように思います。だから、目的の部分は何かと言ったら、未来を拓く高知の人づくりみたいなものじゃないかと思う。これは、ほとんど変らない不変の部分だと思う。不易流行とあるけど、不易の部分、そのところだけはしっかり押さえておくのがいいと思う。

門田委員長

理念のところですが、これはこれでいいということですか。

西山委員

理念の部分は、少し残した方がいいと思います。めざす人間像から以下のところは、いい言葉でできていると思います。が、もう少しコンパクトにする方がいいような気がします。

だから、「やさしさ・学び・志」というのは、非常にいい言葉だが、あまりにも装飾語が付きすぎているのではないかと思います。基本理念は、どちらかというとならない部分だということです。前回の基本理念はどうだったかという点があるかと思いますが、その部分は踏襲しても構わないかとも思います。

教育政策課教育企画監

前回の教育指標の時には、そういう基本理念という表現では表してありませんでした。前文があって、という形でした。

松原教育長

前文がそうなのです。基本理念ですよ。本当は。

だから今回は、二重構造になるかと思う。要するに、この前文が基本理念ですよ。「土佐の先人の進取、自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共精神を尊び…」

と、これがそうなのですよ。

西森委員

この前文には、完璧に盛り込まれているというか、素晴らしいと思います。

松原教育長

これだけに英知を絞って、ずっと今まで活用してきました。

教育政策課教育企画監

この辺りは、後段は教育基本法の前文を使っております。

西森委員

ここから後はですね。その前に、土佐バージョンが入っているわけですよ。それだけに完璧です。これを圧縮して、より確信を掴んだ言葉を見出さないといけないということですよ。

松原教育長

であるとするならば、これを使ってもいい感じがします。

門田委員長

それをもっと短い言葉で、スローガンのように、理念として出したらいかがですか。

教育政策課教育企画監

これを、でしょうか。

門田委員長

これも踏襲しながら。

西森委員

完璧すぎるのですよね。でも、これくらいの言葉はいるのではないのでしょうか。

門田委員長

これは教員、皆知っていますね。教育基本法は覚えますものね。

では、どのようにいたしましょうか。この件についての期限はいつまででしょうか。

教育政策課教育企画監

1番は、今日議決していただくとありがたいです。年度当初に、学校に示すようにできますので。本当は、もうひと月早く教育委員会にお諮りしたかったが、どうしても策定委員会の報告が3月ということで遅れました。学校には、もう4月になりますので早く示せるとよいがと思っています。

門田委員長

一番引っ掛かるのは、教育理念でしょうか。

松原教育長

教育理念とめざす人間像辺りは、もう一度検討したらどうでしょうか。

門田委員長

具体的な事業のところは、どうしても外せない、やらなければならないことが入っていますよね。表紙になるところが、教育委員会では納得できないという結論が出ています。

教育政策課教育企画監

西山委員さんのご意見ですと、その理念のなかで、「やさしさ・学び・志」というところがあるが、後段の「未来を拓く 高知の教育」であれば、シンプルで普遍的なところであり、使えるのではないかというご意見だったと認識しましたが、いかがでしょうか。

門田委員長

これは、ものすごく大きいですよ。「未来を拓く 高知の教育」。

西山委員

けれど、やはり極めて明快であって、これからを担う人たちを育てるということですので。「未来を拓く 高知の教育」ということと、あと、前文に記されている、「豊かな人間性と、創造性を備えた人間性の育成」の部分が見しているのは、心豊かな人づくりということに尽きると思います。だから、心の豊かな人づくりというのは、公共の精神を尊び、創造性を備え、個人尊厳、真理、正義の追

及、これが全部網羅できる一つの言葉になるのではないかと思います。だから、「土佐の先人から、人間の育成をめざす」までの前文を、コンパクトに納めるとするなら、おそらく心豊かな人づくりというところに到達するのではと感じた次第です。

松原教育長

西山委員さんの言われたように、例えば、このめざす人間像のところに、この文言を全部入れたらどうですか。めざす人間像と言わなくてもいいので、ここにこれを入れたらどうですか。例えば、基本理念はこれでいいとして、めざす人間像のところにこの項目を全部入れたらどうでしょう。すべてがめざす人間像になっていますよね。こういう小さい形にしないで、もうちょっと大きく「個人の尊厳」とか、「真理と平和を希求する人間」とか、こういう言葉をつかってはどうか。それだったら、ここを直すだけでよいのではないですか。

門田委員長

この前文が理念の下にきますか。

松原教育長

理念がこれでいいのであれば、ということです。

山本委員

指標は指標で、理念は理念で置いておいたほうがよいのではないのでしょうか。

西森委員

これが出たら、指標はどうなりますか。

教育政策課教育企画監

16 ページに、この前文を加えたものとして、教育新興基本計画の中では、新たに示すということといたします。

西森委員

ポスターを作るとすれば、どちらかと言えば、16 ページということになりますか。

教育政策課教育企画監

学校には、教育指標というのは、こういう形では示してなくて、これはポスター化のためにこういう形で作りまして、前回の教育指標で学校に均一に示しているものは、実践上の努力点を含んだ内容になっています。

松原教育長

前文が入っていますよね。

教育政策課教育企画監

前文は入っています。

西森委員

今回の教育振興計画が決まった時に、一枚もので「これです。」と示して、市民の方であれ、学校であれ、見ていただくのはむしろ 16 ページですよね。そうでないと、学校教育指標という名で呼ぶかどうかはわかりませんが、この立派な前文の文章が出てこないのではないのでしょうか。今、議論の対象として 5 ページで議論をしていると思うが、どちらかと言えば 16 ページで見るべきだと思います。

あとは、16 ページの構成をどうするかではないのでしょうか。

西山委員

それであれば、教育長のおっしゃった文言は、全部入っています。

西森委員

16 ページならば全部入っていますね。

門田委員長

理念の上にありますね。

西森委員

私が先に申しました、「どんな人を要するに目指すのか、という核心が欲しい。」ことに対する答えも、ここにでています。これであれば、メッセージは分かると思います。

松原教育長

16 ページは、教育指標として出すのですか。

教育政策課教育企画監

そうです。

松原教育長

例えば、教育ビジョンとして出すのか、今論議している高知市教育振興計画として出すのか、指標として出すのか、二重になりますよね。

教育政策課教育企画監

結局、教育振興基本計画は、一枚で表せるものではないです。つまり、この全体が教育振興基本計画という考え方をしています。その中で、高知市はこれまで学校教育指標として、学校教育の振興について示してきましたので、その学校教育指標という形を残すために、教育振興基本計画の基本概念に当たる部分に、これまでの前文を加えたものとして、16 ページに新たに学校教育指標ということで示してはどうかということで掲載いたしました。

松原教育長

似たようなものが、2つできるということですか。

教育政策課教育企画監

教育振興基本計画という大きなものがあって、その中に骨格、いわゆる基礎になる部分として学校教育指標を示します。

西森委員

私は、多分そこはこれから変えられるのではないだろうか、という気がします。

自分の意見にこだわるようですが、もちろん計画はこれ全部ですから、「よく読んでください。」と言われると、「はい、そうですね。」としっかり読み込みますが、「その内容は、要するこのようなことです。」といった時のメッセージを一枚でと言われたら、やはり盛り込まれたこの形、16 ページの形で発表されたら、納得できる気がします。

門田委員長

それでは、この前文が入れば、目指すものも入ってははっきりしますし、この形でいいということになりますか。

西森委員

めざす人間像は、そういう意味では、前文である上の2行でもう言い尽くされていますよね。

松原教育長

確かに、もう言い尽くされています。またそこでめざす人間像と言ったら、同じことを何回も何回も繰り返すような形になってしまいますよね。

西森委員

あえて不適切なことを言えば、スローガンとして、「人を大切にして生きる」「学びを大切にして生きる」と言われたらまだ分かるように思います。スローガンという言葉は、絶対に不適切だと思いつながら言っているのですが、「して生きる人」という形でめざす人間像が表されているのだけれど、もっと上位に当たる部分で立派な基本理念があった後に、「人を大切にして生きる」「学びを大切にして生きる」「自然と社会を大切にして生きる」といった文言がきた時に、それはどんな位置付けなのかということになりますよね。

門田委員長

ここに込められている、狙いとしているものに対しては、みなさんそれほど異議はないと思うが、その表現に少し異議ありということですか。

西森委員

どちらかと言えば、私はそうです。何か欠けているとか、不適切というのではなく、趣旨はいいと思うが表現として掴むのに少し時間がかかるというくらいのことです。

門田委員長

特に基本理念の書き方と、目指す人間像のところですね。

基本理念の下には、
、
、
、
と基本目標があるが、順序性はないということで、この4つを上げています。これについては、異議はないと思います。その基本理念と目指す人間像のところの表現の仕方がしっくりこないという意見が出てますが、いかがいたしましょうか。

松原教育長

例えば、前文を学校教育指標に掲げるのであれば、「基本理念」も目指す人間像もいらないではないかという感じがします。前文の中には、目指す人間像が載っていますもの。

門田委員長

それが、大変硬い言葉で書かれているので、それを先生方にも、子どもたちにも伝えるにあたって、「やさしさ」に変わり、「学び」に変わり、「志」に変わり、「未来」に変わりというふうに私は捉えていたのですが。

西森委員

1つの疑問は、委員長さんが言われた問題として、まずこれは第1次的には、学校の先生にお渡しするものがありますよね。バージョンがいくつか必要なのですよね。

門田委員長

これは、そのまま学校目標にはならないんですね。

教育政策課教育企画監

これを基に作られることになります。

西山委員

ちょっと論点を整理したらと思います。

まず、教育基本計画の策定全体の内容について、了解が得られるかという点と、その中でも議論になっていることが、この16ページの扱いです。この16ページを基本計画の骨子、学校教育指標として、そのまま置き換えるという形の印刷物にするのがどうかという点の2つになってくると思います。

だから、いかがでしょうか、この教育基本計画の策定委員会の報告書の内容について、了解いただけるかという点と、学校教育指標の取扱いについては、分けて確認してはいかがでしょうか。

松原教育長

その緑の冊子は、策定委員会が作ってくれていますので、これについては変更するということはできません。それを基にして、学校教育指標を作りましたということ、このことに対していいですかということですよ。

西森委員

ある程度尊重したい、ということですよ。

もう一度、基本理念に戻ってもよいでしょうか。何で混乱すると言えば、「未来を拓く 高知の教育」と言えば、これは多分主体は、高知の教育に光が当たっている。高知の教育はどうあるべきかということでしょう。「やさしさ・学び・志」、これが良く分からない。さっき申し上げました、額に飾っていたら、子どもたちが、「これを目指したらいいのだ。」と思うでしょうから、子どもたちに対しての目標として掲げられている感じがする。あるいは、先生たちがこの思いをもってやればということなのか、両方なのか。先生たちがそういった思いを持って教育を行うべし、ということも当然ある。すべての市民に向けた言葉でもある。

「未来を拓く 高知の教育」というと、教育に向けた言葉で、教育はこうありたいということですよ。その2つが2重になっている感じを受ける。これを、前後入れ替えたりするだけで言葉がうまく収まれば、それに越したことはないが。

門田委員長

標語みたいなものでしょう。「やさしさ・学び」知，徳，そして体は入ってないかもしれませんが。そういう未来への志をもって，遅く生きる子どもを育てる高知の教育というように，高知の教育に全部かかっていくというふうに私は読んだが。

依岡教育次長

西森委員さんの言われるのは，「やさしさ・学び・志」で一度切れている訳ですよ。で，続けて「拓く」という言葉が，例えば，志を抱きとかいうような感じで文章を繋いで，拓いていくようなものを持っての高知の教育ですよと言ったら，もう少しつながるのではないのでしょうか。そこが，少し整理が要るのではないかというのが委員さんのご意見ですよ。

西森委員

それにきれいに对案が出せたらよかったです，ということですよ。

門田委員長

もう一度，おっしゃってください。

依岡教育次長

「やさしさ・学び・志を抱き，未来を拓く高知の教育」と。それであれば，もう少し繋がるのではないかと考えます。

西森委員

そうすると，主語が良く分からなくなるという問題はどうしても残ります。多分，本来的に主語が，ずれているのではないのでしょうか。

門田委員長

「未来を拓く」につながらないということですよ。

西森委員

「高知の未来を拓く，やさしさ・学び・志の教育」。少し無理がありますか。

門田委員長

「高知の未来を拓く。」

西森委員

「未来を拓く やさしさ・学び・志の教育」。高知をどこに入れたらいいでしょう。「未来を拓く やさしさ・学び・志の高知の教育」ですか。

松原教育長

提案ですが，いったんこの議題をあとにして，先に他の議題を進めたらどうですか。

門田委員長

時間を置いてですね。では，次の議題に移ります。

それでは，次に日程第3市教委第8号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課秋沢でございます。

高知市教育委員会職員職制規則の一部改正でございます。改正点は2点でございます。

1点は，この4月1日付けで，教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関における人事異動に伴う規程の整備を行うものでございます。

3月5日の臨時教育委員会でもお諮りしましたが，人権・子ども支援課に新たに生徒指導対策監という課長級の職員を置くものでございます。これは，いじめ問題等の生徒指導上の諸課題に対応するため，人権・子ども支援課に生徒指導スーパーバイザー6名を配置し，対策監のコーディネイトの元，生徒指導に関する専門的な支援，指導強化をしていくという考えでございます。

具体的には，5ページにあります新旧対照表の第4条第2項の下線部分が，改正する箇所でございます。生徒指導対策監を加えております。

2点目は、現在この同じ規則におきまして、春野文化ホールピアステージおよび春野郷土資料館に館長として職員を置くとしております。この施設は全体として1つの施設ですが、この中にある2つの機能につきましては、指定管理者制度を導入しております。現在、株式会社四国舞台テレビ照明が指定管理者として運営しております。そのため、現在の指定管理者制度を導入以降は、館長職を置いておりません。本来であれば、指定管理者制度導入の時に改正すべきでしたが、この点が発見されましたので、今回の改正に合わせて、この2つの施設に館長を置くという規定を削るものでございます。

具体的には、6ページ新旧対照表の第9条第1項の下線部分を削除したいと思います。

門田委員長

特に質疑等はありませんか。

では、採決に移ります。

市教委第8号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは、市教委第8号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第9号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の渡邊でございます。

この一部改正の趣旨は、高知市立文化センター及びその他の公民館の使用料について、高知市及び高知市教育委員会が使用する場合の減免規則を明記するものでございます。

13ページからの新旧対照表をご覧ください。高知市立公民館条例施行規則第3章高知市立文化センターと第4章その他の公民館の使用料減免規定につきましても、高知市及び高知市教育委員会が使用する場合の使用料の取扱いを、文化センターにおいては第17条の第3号、その他の公民館においては、第23条第3号によって、教育委員会が特に必要と認めた場合は、全額免除としてきました。しかしながら、当該施設は高知市及び高知市教育委員会が所有し、管理運営を行っていることや、同様の本市のほかの公的施設の減免規定の取扱いについても明記されていることから、本規則においても明文化することといたしました。

また、文化センターと市立公民館の使用願についても、減免理由の適用条項の変更に伴って、様式の一部も変更することにいたしました。

門田委員長

使用料についての説明でした。質疑等はありませんか。

特に、ないようですので、採決に移ります。

市教委第9号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第9号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第5市教委第10号「高知市就学援助規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課人権教育指導班長

人権・こども支援課中田でございます。

この改正の趣旨でございますが、私立学校在籍者の就学援助認定期間について、制度の対象要件である当該私立学校の授業料免除決定期間が、高知県私立学校授業料減免補助金交付要綱によるものと、各私立学校の規定によるものと異なるため、それぞれの制度に対応できるよう規則を改正するものでございます。

21 ページの新旧対照表をご覧ください。

新のほうです。第 2 条下線部分でございますが、私立学校という文言を追加しております。

第 5 条第 3 号について、ご説明いたします。現行の高知市の就学援助規則では、授業料免除を受けている私立学校児童・生徒を認定対象者とする規定がございます。その私立学校の授業料免除には、さきほど申しました高知県私立学校授業料免除補助金交付要綱に基づく授業料免除と私立学校独自の規定で授業料免除を行う学校があります。

高知県私立学校授業料免除補助金交付要綱に従って免除する私立学校は、当該年度の 11 月中旬に免除の決定が行われます。学校独自に授業料免除を行う学校は、当該年度の 4 月の決定となっております。

高知市就学援助規則では 私立の学校に通う児童・生徒の就学援助の申請期限は 12 月 31 日であり、4 月に決定の学校と 11 月決定の学校とでは、高知市への申請期限までの申請期間に大きな開きがあります。

つまり、4 月に授業料免除を決定する学校と 11 月に決定する学校があるのですが、一方、高知市の申請期限は 12 月 31 日ですので、11 月に決定した学校は 1 か月半くらいの申請期間、4 月に決定した学校は 8 か月くらいの申請期間ということで、就学援助の申請期間に大きな開きが生まれております。

そこで、第 5 条の第 3 号にあるように、申請期間を免除決定の翌月末と揃えるものでございます。

これは、高知市立学校においては、4 月に入学して、5 月末が申請期限となっておりますので、その形で揃えていくということになります。

また授業料免除決定のあった月の翌々月の 1 日以降の申請については、高知市立学校と同様、申請のあった月の 1 日分、例えば 6 月に申請があれば、その 6 月の 1 日分から支給することになります。

22 ページの様式第 1 号については、振込依頼口座のところ、カタカナ記入の説明をいれております。これは、銀行に口座を新設するとき、カタカナ書きの口座ということになりますので、口座振込の口座名にカタカナ書きの設定を入れたものです。説明は以上でございます。

門田委員長

この件について、質疑等ありませんか。

それでは、採決に移ります。

市教委第 10 号「高知市就学援助規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 10 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 6 市教委第 11 号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課人権教育指導班長

人権・こども支援課の中田でございます。

この改正の趣旨は、未納率の増加に伴い教育委員会の徴収権限を強化するため、誓約書に関係機関への調査に同意する旨の記載を追加するものでございます。また、併せて以下の規定を追加するものでございます。「誓約書及び借用証書に印鑑登録証明書を添付する旨の記載を追加する。」「連帯保証人補充免除申請書及び決定通知書を新設する。」「新規決定者への貸付けに際して、貸付けの決定を通

知してから 60 日以内に貸付けを行うこととしている規定に、教育長裁量を追加する。」「連帯保証人の変更の際に提出する誓約書様式を新設する。」ということでございます。

32 ページの新旧対照表をご覧ください。

新の方ですが、第 8 条第 3 項、これは高知市大学等奨学資金連帯保証人補充免除申請書の提出の規定を新設するというものでございます。

次の第 4 項については、高知市大学等奨学資金連帯保証人補充免除決定通知書による通知の規定を新設するものでございます。

続いて、第 9 条第 2 項でございますが、貸付の期日に教育長の裁量を追加したものでございます。

第 11 条第 3 項でございますが、これは新たに連帯保証人を立てる場合、これまでの異動届に、誓約書、連帯保証人変更用の様式を追加するものでございます。

34 ページからは、新旧の様式を付け加えまして、左が旧で右が新ということになります。34 ページにつきましては、申請書の右側の下線部分が新たに加わるものでございます。35 ページにつきましては、連帯保証人変更用の新設の誓約書でございます。36 ページについては、異動届でございますが、電話番号とか分かりやすい表記というものを追加したものでございます。37 ページでございますが、下線部分の表記を他の表記と統一したものでございます。38、39 ページにつきましては、新設した様式でございます。返還が滞っている場合、督促状とか、家庭訪問、電話督促などしておりますが、一方では、滞納額、収入未済額が増加している状況もあり、今後、法的な対応等も考えていかなければいけない状況も出てくるものと思っております。

そうしたことも踏まえた一部改正でございます。

門田委員長

この件について、質疑等ありませんか。

西森委員

36 ページの異動届の末尾ですが、右が新しいものですね。右側には実印を押印してくださいと書いていますが、印鑑証明書の提出は求めないんですか。

人権・こども支援課人権教育指導班長

連帯保証人については、35 ページに、新設したものとして連帯保証人の変わった場合の誓約書に印鑑登録証明書の提出を求めているので、ここには記載していないということでございます。

西森委員

連帯保証人変更の場合に誓約書が出て、その時に印鑑登録証明書がくっついてくるということですね。異動届のところにも、はんこを押してもらうけれど、そうすると、連帯保証人の印鑑証明書が 2 枚出てくるイメージになるのでしょうか。要するにこれは、2 通セットで出てくるものですか。

人権・こども支援課人権教育指導班長

そうですね。連帯保証人が変わった場合には、36 ページの異動届と 35 ページの誓約書がセットで出てくることになります。

西森委員

なるほど、分かりました。結構です。

門田委員長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

なければ、採決に移ります。

市教委第 11 号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 11 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第7市教委第12号「高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・子ども支援課人権教育指導班長

この法改正の趣旨でございますが、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第68号）が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に改正したことに伴い、委嘱要件の一部を変更するものでございます。また、高知市児童厚生員及び高知市児童館指導員の身分証明書の名称及び様式を変更するものでございます。

46 ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第3号「社会教育主事講習の修了証書」を、新しい方では「社会福祉士の資格」としております。第4号でございますが、「児童福祉施設最低基準」という文言を、「前各号に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改めるものでございます。続いて、第10条は「身分証明書」を、「高知市児童厚生員証」に改めるものでございます。

47 ページは、左が旧の身分証明証、右が新しい高知市児童厚生員証となっております。若干サイズが変わっております。名札に合わせて小さくしております。

48 ページでございます。こちらは、高知市児童館指導員の設置に関する新旧対照表でございます。先ほど説明しましたものと同様の内容となっております。

門田委員長

ご質問等ございませんか。

特にないようですので、採決に移ります。

市教委第12号「高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第12号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8市教委第13号「高知市少年補導センター設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

少年補導センター副所長

少年補導センターの山中でございます。

本改正の趣旨は、高知市少年補導センター運営委員会委員の任期の規定を1年としておりましたが、実際は委嘱された日の属する年度の末日までの任期となっているため、実情に合わせて規則改正を行うものでございます。また、委嘱期間中の委員交代時の後任の委員の残任期間の規定が、これまでなされてなかったため明確にするものでございます。

52 ページをご覧ください。これまで、施行規則の第5条第2項で、「委員の任期は1年とし、再任を妨げない。」という文言でございましたが、「委員の任期は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」第3項として、「委員は、再任されることができる。」と改正したいと考えております。

門田委員長

説明がりましたが、質疑等はありませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第13号「高知市少年補導センター設置条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 13 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 9 市教委第 14 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

青少年課長補佐

青少年課長補佐の西本でございます。

本件は、放課後児童クラブの開設時間に関わる規則改正でございます。

開設時間については、他都市の状況や保護者からの要望により、平成 25 年度から、春野地域を除く放課後児童クラブの通常開設時の開設時間について、現行の 17 時から 18 時に変更するものでございます。また、平成 25 年度に新堀小学校が閉校し、新たにはりまや橋小学校が開校することに伴い、新堀小学校放課後児童クラブを廃止し、はりまや橋小学校放課後児童クラブを開設するものでございます。併せて、五台山小学校に放課後児童クラブを新たに開設します。その他放課後児童クラブの増減に伴う規定の整備を行うものでございます。よろしくをお願いします。

門田委員長

放課後児童クラブについてご説明がありました。質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、採決に移ります。

市教委第 14 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 14 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 10 市教委第 15 号「高知市自由民権記念館長に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の上田でございます。

高知市自由民権記念館長に対します報酬の支払い日が、月の末日が市の休日に当たる時、当月内の繰り上げ支給を可能にするために規則改正するものでございます。

現在は、月末日が休日の場合には翌月に繰り越しということになっております。これを、市の臨時職員あるいはその他の非常勤特別職に準ずる形で繰り上げができるように、規則を改正するものでございます。

門田委員長

ただいまの説明で質疑等ございませんか。

それでは、採決に移ります。

市教委第 15 号「高知市自由民権記念館長に関する規則の一部改正について」を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 15 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 11 市教委第 16 号「高知市文化財保護審議会委員の解職について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の上田でございます。

昨年 6 月 1 日付けでの委嘱を承認をいただきました島田京子委員から、任期中でございますが、本年 3 月 31 日をもって辞職したい、という申し出がございました。

現在、島田委員さんは、文化財団理事長を退任された後、民間企業の役員を務めておられ多忙ということで、委員の職責を十分果たせないという話がありました。それに伴って、解任を希望されています。

文化財保護審議会委員については、設置条例によって委員は15名以内という規定になっております。島田委員さんの辞職に伴い、13名ということになりますが、規定の範囲内でございますのでご承認いただけたらと思います。

現在、女性委員が1名だけという状況になっておりますので、引き続き女性委員を新たに委嘱すべく、人選中でございます。よろしくをお願いします。

門田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

ご意見もないようですので、採決に移ります。

市教委第16号「高知市文化財保護審議会委員の解職について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第16号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12市教委第17号「高知市スポーツ推進審議会臨時委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課の和田でございます。

この度の議案については、第4次スポーツ推進計画の策定作業に伴う臨時委員を、高知市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により、委嘱させていただくものでございます。今回委嘱予定の臨時委員は、スポーツ社会学が専門の高知大学教育学部講師の常行泰子さんと、生涯スポーツの学識経験者として高知県立障害者スポーツセンターに勤務されています片岡優世さんの2人で、それぞれの立場で調査、審議をいただきたいと考えております。任期については平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いします。

門田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にないようですので、採決に移ります。

市教委第17号「高知市スポーツ推進審議会臨時委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第17号は、原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項に移ります。

平成25年3月高知市議会定例会について説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課長の秋沢でございます。

平成25年3月高知市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる質問内容について、簡単に報告させていただきます。

お手元に配布しておりますA3の2枚綴りの資料、平成25年3月議会代表個人質問概要をご覧ください。教育委員会へは、119の質問がございました。なお、12月議会では62問、昨年3月議会は、109問でした。

主な質問でございますが、体罰やいじめに関する質問が最も多く 23 問、続いて保・幼・小連携、就学前教育に関する質問が 11 問、児童クラブ、放課後学習室に関する質問が 10 問、続いてその他学校給食や土佐山小中一貫校、それから学校施設耐震化や安全対策についての質問が多くありました。また、教職員研修やチャレンジ塾、はりまや橋小学校開校関係、龍馬マラソン、地域リーダー育成等多岐にわたる質問内容でございました。

このうち、教育委員長への質問は、計 5 問。内容は、当市の教育課題に関すること、いじめ体罰に関すること、学校づくりに関すること、中学校での武道必修化に関する質問でございました。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

なお、昨日 3 月 26 日火曜日の市議会本会議において、先月の定例会で説明いたしました平成 25 年度一般会計予算議案と平成 24 年度補正予算議案、予算外議案については、賛成多数により承認されたことを報告いたします。

門田委員長

お疲れ様でした。ありがとうございました。

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいですか。

では、「新図書館等複合施設的设计状況について」、事務局からの説明をお願いします。

新図書館建設室長

新図書館建設室の池上でございます。

12 月にご説明いたしましたように、平成 24 年度は実施設計を行っておりますが、南海トラフ巨大地震に対応するため、実施設計の完了時期をこの 3 月末から 8 月まで延長しました。この関係で、今回は、建築工事費が当初の想定より大きく膨らむことになりましたので、そのご報告をいたします。

資料 1 枚目の 1 番、「総事業費（イニシャルコスト）について」をご覧ください。合計の欄、総事業費が、今まで説明してきた 109 億円から 114 億円へと約 5 億円増額になっております。

内容としては、一番上にあります 建築工事費が、約 80 億円から 86 億円近くに大きく増額しております。これは、12 月の委員会でも説明いたしましたが、新しく出されました南海トラフ巨大地震に対応するため、設計を強化したというところでの費用増が、大きな要素となっております。

それに伴って、2 番の「事業費の財源等について」でございます。新図書館については今までどおり県が 10、市が 7 という割合で負担していく。新点字図書館、こども科学館、仮称でございますが、これについては、国の交付金や起債を充てた後の、残りの実質額負担のところを県と市がそれぞれで折半するというような費用負担になっております。以上、予算についての資料でございます。

2 枚目以降は、県の総務委員会で配布された資料で、県の方から見たスケジュール案でございますとか、3 枚目が新図書館情報システムについての 1 枚にまとめた分かりやすい資料でございます。

次は、ホッチキス横止めの資料でございますが、1 月に 3 会場で実施設計について説明会を開催した際に出てきた意見と、それに対する事務局の考え方をまとめたものをホームページに掲載しておりますが、それを配布いたしております。最後が、平面図の検討箇所についての資料と、現時点での開館日時の案を記載したものでございます。

こういったものを県の総務委員会に配布し、市議会でも配布しておりますので、今回ご報告いたします。

門田委員長

新しい図書館の説明でしたが、何か質問等ありますか。

特にないようでしたら、宿題に返らないといけないですが。併せて

松原教育長

今後の取扱いについて提案します。

先ほど、色々な形でご意見をいただきました。大筋は認めていただいているとは思いますが、ただ、16 ページの教育指標と基本理念、そして目指す人間像辺りについてご意見がありましたので、内部で検討して、できれば教育長決裁か、場合によったら委員長にも相談して作るということをお頭において、

今日、これを認めていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

門田委員長

ここでもっと言っておきたいところがあったら、どうぞ。

西森委員

実施計画の様式についても、お聞きしたかったのですが。

門田委員長

実施計画の説明を、少しお願いします。

教育政策課教育企画監

1ページ目に様式を作っております。先ほど申しましたように、主要施策については具体的な取り組みを4年間進めていくということで、それぞれ事業概要と4年間どのように事業を進めていくのかということと、到達目標を記載するようになっております。到達目標については、すべては数値化することはできませんので、4年後この事業としてどういう到達点を目指すかということで協議して、一つ一つこういうものを作って毎年進行管理をしていきたい。いわゆるPDCAサイクルで、一定そこには改善を加えて、翌年度に反映していきたい。そのために、このような様式を現在作成中でございます。

西森委員

そうしたPDCAサイクルで回しているものを、他に見たことがあるんです。そこでは、初年度はこうであると、それに対して2年度以降は、それに対する実施への反省、評価とかが入って、場合によったら外部評価を加えて、今後の方針についてAだのBだのつけて作成しますよね。そんな様式、今のところ用意されていますか、ということをお聞きしたかったのです。

教育政策課教育企画監

これは、実施計画様式ですので、これとは別に評価様式みたいなものを作り、それについては、次年度に活かせるような成果とか、課題というものを加えていくようなものを作成したいと考えております。

西森委員

わかりました。ありがとうございました。

門田委員長

よろしいですか。

それでは高知市教育振興基本計画の策定については、たくさんの意見をいただきましたので、これを基にしながら、概ねこれでよろしいということ。今後修正を加えたうえで、策定するということがよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

そのように決しました。

松原教育長

その修正につきましては、委員長の裁量でよろしいですね。

門田委員長

決裁させていただきます。

委員一同

結構です。おねがいします。

門田委員長

ありがとうございました。

本日の議事日程は、これですべて終了しました。

これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時10分

署名

委員長

4番委員
